

平成 24 年 4 月 26 日

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援機構関西 御中

株式会社 和来

回答書

第 1

当社の見解と致しましては、①トップページ上、「初めての方はこちら」と記載され、当該ページに移動すると、入札手数料が発生すること、1入札当たりの手数料がいくらかの記載があること、②不特定多数の第三者が、本サイトを見た上で、実際に利用しようと考えれば、当該「初めての方はこちら」というページを閲覧されますし、会員登録にあたってもその記載がありますので、当該規定には抵触しないと考えております。

但し、貴機構ご指摘の意図も理解できますので、「但し、入札に関しては、落札価格表示金額以外に、1入札当たり、75 円の入札手数料が発生します。」と付記させていただくこととします。

第 2

貴機構は、当社利用規約第 11 条 1 項及び 2 項につき、消費者契約法第 8 条 1 項 1 号 3 号を理由として、削除を求められております。

しかし、当社は、下記の通り、当社の債務不履行責任等を免れる趣旨で当該規定を置いているわけではございません。

まず、同条 1 項につきましては、本サービス維持、向上のため、内容等の変更が不可欠ですので、それを実施するための規定に過ぎず、当社の債務不履行のような事態を想定したものではありません。

また、同条 2 項につきましても、譲渡そのものをもって、本サービスが利用できなくなる、ひいては債務不履行と評価することはあまりの論理の飛躍と言わざるを得ません。

当社に故意又は過失がある場合における本サービスの中止や終了を念頭に置いているものではなく、例えば、天変地異や、第三者によるサイバー攻撃、設備の保守点検などを念頭に置いて規定しているものであります。

当社の見解は以上の通りですが、この点に関しましても、貴機構からのご指摘を真摯に受け止め、当社において利用規約の表記をより明確にするため、下記の通り、当該利用規約を変更させて頂くこととします。

「第 11 条（本サービスの変更、譲渡、終了）

1. 当社は、本サービスの内容や仕様の変更について、利用者に対する事前の通知なくいつでもできるものとします。但し、利用料金の変更に関してはこの限りとせず 1 ヶ月前に告知するものと致します。
2. 当社は、本サービスの譲渡について、利用者に対し 1 ヶ月前に通知する事ものとします。
3. 当社は、以下の各号に該当する場合に限り、利用者に事前に通知することなく、本サービスの運用の全部又は一部を中断・終了することができるものとします。
 - ①天災事変、その他の当社の過失に基づかない事由が発生し又は発生するおそれがあり、電気通信事業法第 8 条に定める処置を取る場合
 - ②上記の法律上の要請如何等に拘らず、天災事変、その他の当社の過失に基づかない事由が発生し、もしくは発生するおそれがある場合
 - ③当社の過失に基づかない電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない事由が生じた場合
 - ④当社の過失に基づかない電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
 - ⑤法令による規制、司法・行政命令等が適用された場合
 - ⑥その他、当社の故意又は過失に基づかず、当社がサービスの終了をやむを得ないと判断した場合」

第 3

全て記載されております。